

定款細則  
(賛助会員規程)

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本アルパインガイド協会（以下当協会という）定款第6条に基づきこれを定める。

第2条 資格

賛助会員とは、本会の事業を後援し、特別な寄与をなした者で評議員会が推薦した個人、または団体。

第3条 入会

評議委員会の推薦のもと、入会願いを会長宛に提出し、理事会の議決を経て賛助会員となることができる。

第4条 会費

賛助会員の会費は次の金額とする。

- (1) 団体会員 一口、年額 50,000円 で何口でも可能。
- (2) 個人会員 一口、年額 10,000円 で何口でも可能。

第5条 権利

- (1)協会の各種行事の案内及び協会機関紙の送付を受けることができる
- (2)協会の各種行事にオブザーバーとして参加できる。
- (3)当協会会員住所録を受けることができる。
- (4)当協会ホームページにて、賛助会員用エリアを設け、紹介を掲載する。
- (5)当協会、及び当協会会員が賛助会員とともに相互に協力関係を築くことができる。

第6条 賛助会員の序列

賛助会員の序列は、年会費の多寡に基づく。

第7条 賛助会員資格の消滅

会費を1年以上滞納した場合は、自動的に賛助会員資格を失う。

付則

- ① この規定の改廃は、理事会において行うことができる。
- ② この規定は、2009年5月13日より施行する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会